

旭川市市制施行100年記念事業

「旭川100フェス in スタルヒンスタジアム」飲食物販ブース出店募集要領

旭川市市制施行100年記念事業の「旭川100フェス in スタルヒンスタジアム」への来場者に、地域産品の魅力を発信するため、次のとおり飲食物販ブースの出店事業者を募集します。

1 日時

令和4年10月16日（日）10時～19時（原則、時間内は営業）

搬入 10月15日（土）17時～20時，16日（日）8時～9時（予定）

搬出 10月16日（日）20時以降（予定）

2 出店場所

花咲スポーツ公園（旭川市花咲町2丁目）

※出店場所は、別紙「飲食物販ブース出店配置図」により、実行委員会で決定します。

3 出店料

30,000円（振込手数料は出店者負担）

4 出店スペース及び基本設備

(1) 出店スペース

ア テント出店 間口3.6m×奥行2.7m

イ キッチンカー出店 6.0m×4.0m程度

(2) 基本設備

ア テント1張もしくはキッチンカー用のスペース

イ 照明設備（テントのみ）

ウ 電源 1.5kW（テントのみ）

エ 共同給排水設備（器具の洗浄は禁止）

オ 出店者用駐車場

※出入庫時間：10月16日（日）6時30分～11時，18時30分～21時

5 募集数 26店

応募多数の場合は抽選による選考を行います。本市の郷土料理・地域グルメを提供する店舗、北海道産の原材料を主としたメニューを提供する店舗を優先します。

6 応募方法

旭川市市制施行100年特設ホームページ (<https://asahikawacity100.jp>)の専用Webフォームから応募してください。

7 応募締切

令和4年9月20日（火）17時

8 応募資格

- (1) 旭川市内において、実店舗による物販、飲食の営業を行っている者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組を行う者。
- (3) 以下に該当する者は、出店が認められません。
 - ア 反社会的勢力が関与していると判断される者（警察により確認します）。
 - イ 本イベントの趣旨にそぐわないと実行委員会が判断した者。

9 出店者において手続き・準備が必要なもの

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可証の取得
※旭川市保健所衛生検査課食品保健係（0166-26-1111、内線 2973 又は 2974）へ、お問い合わせください。
- (2) PL 保険の加入
- (3) 消火器の設置、耐火ボード等による養生（火気器具類使用者のみ）
- (4) テーブル・イスなどの店舗運営に必要な設備、備品類
- (5) 自店舗に並んでいる客の適切な管理
- (6) 自店舗で発生したゴミ・廃油等の処理
- (7) 路面の養生
※終了後、清掃が必要と判断した場合は、清掃費の実費を請求します。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

10 飲料の取扱い

飲料事業者の協賛があった場合、商品及び価格を指定します。
※地ビールやトマトジュースなど、本市特産品を除く。

11 出店の取り消し

次のいずれかに該当する者は、出店を取り消す場合があります。この場合、出店料の返還及び出店者が被った損失は補填しません。

- (1) 出店料の納付を期限までに行わなかった者
- (2) 応募者から名義を借りて出店・販売を行った者
- (3) 本要領の内容に違反した者
- (4) 臨時営業許可等の許認可が得られなかった者
- (5) 実行委員会及び関係機関（消防・保健所等）の指導及び指示に従わない者

12 広報・宣伝

ホームページや SNS 等に写真や動画を掲載します。また、マスコミによる撮影や取材があります。

13 中止の対応

気象条件等によりイベントを中止した場合、出店料の払い戻しは行いません。また、出店者が被った損失は補償しません。

14 募集スケジュール

令和4年9月20日（火） 出店申込締切

令和4年9月22日（木） 出店者決定（予定）

令和4年10月4日（火） 出店者説明会（予定）

※保健所への手続きは10月6日（木）までをお願いします。

15 その他

- (1) 本要領に定めのない事項は、後日、出店決定者へ配付する出店マニュアルに従うものとし、それ以外の事項は双方協議の上決定します。
- (2) 応募時提出された情報は、実行委員会が広告宣伝を目的に契約する事業者等に提供する場合があります。

飲食物販ブース出店配置図

